第5章 就労支援の充実

1. 雇用の促進

◇ 現状と課題

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労することは、自立した生活 をするうえで極めて大切なことです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、これまでも事業者に対して、その雇用する労働者数に占める障がい者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるように義務づけられており、平成25年4月1日からは、労働者数50名以上規模の民間企業は、2.0%以上(従前は労働者数56人以上で1.8%)の障がい者を雇用するよう、また、常勤職員48名以上の地方公共団体では、2.3%以上(従前は2.1%)の法定雇用率を守る義務を課せられています。

障がい者雇用の促進については、法律等に基づき、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談等様々な施策が国や北海道等において行われていますが、長引く景気低迷などから、障がい者の就労の場の確保は依然厳しい状況にありますが、福祉的就労の底上げや、就労事業所から一般就労への移行促進などに取り組むことが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者雇用を促進するため、啓発活動を推進するとともに各種助成制度等の 周知や、事業主の理解と協力のもと、就労訓練の場の確保に努めます。

- ●目標1:ハローワークむろらんとの連携(商工労政G) ハローワークむろらんの主催する障がい者雇用に関する事業に協力すると ともに、各種助成制度等の周知に努めます。
- ●目標2:啓発活動の推進(商工労政G)
 障がい者の雇用について、関係機関と連携を図りながら事業主に対し障がい 者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。
- ●目標3:北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発(障害福祉G) 障がいのある方々に対し、障害者職業能力開発校の入校案内など一層の周知・啓発に努めます。

2. 就労支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者の就労が円滑に行われるためには、就労への支援策等を講じることが 重要です。

このため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の助成や技能を習得するための更生資金等の貸付制度があります。これらの制度の活用を通して一人でも多くの障がい者が就労へ結びつくよう、制度の周知や就労相談支援体制の充実を図っていくことが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度や貸付制度の周知や就労相談支援体制の充実に努めます。

●目標 1: 就労への相談支援体制の充実(障害福祉G)

障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の就労及び事業主の障がい者雇用についての相談窓口を設け、障がい者の一般就労や事業主の障がい者雇用を支援します。また、「登別市総合相談支援センターen」でも就労相談も含めた相談支援体制を充実させます。

●目標2:障害者自動車運転免許取得費補助(障害福祉G)

障がい者が、自立更生のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

●目標3:重度身体障害者自動車改造費補助(障害福祉G)

重度の肢体不自由者が就労等に伴い、自動車を改造する費用の一部を助成します。

●目標4:生活福祉資金(社会福祉G)

障がい者に対して生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車の購入時に要する経費の貸付を行います。申請窓口は、登別市社会福祉協議会です。

3. 福祉的就労への支援

◇ 現状と課題

就職を希望する障がい者については、一般社会への適応や自立促進などを図る 就労移行支援や、一般就労が困難な障がい者に働く場を提供する就労継続支援な どのサービスを提供する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

一般就労に就くことが困難な障がい者に、働く場を提供する施設の充実を図る とともに、事業所の運営の支援に努めます。また、福祉的就労による就労訓練に より一般就労が期待できる方に対する就労支援を行います。

●目標1:就労支援事業所の充実(障害福祉G)

就労の場の確保が困難な障がい者の生活の安定と労働意欲の助長に向けて、 就労継続支援事業所や、一般就労を目指す障がい者の一般社会への適応訓練な どを行う就労移行支援事業所を充実させ、障がい者が通所しやすい事業所運営 を支援します。

●目標2:授産製品の販売支援(障害福祉G、商工労政G)

就労支援事業所の授産製品の販売スペースの提供やイベント等への出店支援、商品購入などにより事業所を支援します。

